

重要事項説明書

ケアハウス 夢楽の郷

1 運営主体

法人名	社会福祉法人しらゆり会
法人所在地	島根県松江市矢田町 534 番地 8
電話番号	(0852) 21-0789
代表者氏名	理事長 国頭 正治
設立年月日	昭和 46 年 2 月 9 日

2 ご入居施設

施設の種類	軽費老人ホーム
施設の名称	ケアハウス 夢楽の郷
施設の所在地	島根県松江市山代町 933 番地 9
電話番号	(0852) 31-9036
施設長氏名	田澤 直実
開設年月日	平成 4 年 6 月 1 日
入居定員	70 名

3 当施設の基本理念及び基本方針

基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。
一人ひとりが安全、安心、快適にその人らしい生活を送れるように、入居者の健康状態等を把握し、公平、公正な施設運営に努める。
- (2) 常に誠意を持って質の高いサービスを提供する。
専門的な知識と技術と価値観をもって良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

基本方針

入居者とともに「喜び」と「ゆとり」そして「思いやり」に満ちた生活の場づくりを目指す。

- ① 入居者に安心・安全な住まいと自立した豊かな暮らしを提供し、地域とともに健康長寿を支える環境整備の実現に取り組む。
- ② 「食事は命なり」を基本に、食欲を満たし栄養を充足することに限らず、心も養い育てるものとして、心身両面から考え、より家庭的な雰囲気です食事を提供する。
- ③ 入居者がいきいきと毎日を過ごすために、それぞれの体力や健康状態に合わせた生活習慣の形成や改善に取り組み、長く心身の活動性を維持できるように働きかける。
- ④ 入居者の心身の状態変化に注意を払い、適切な医療が提供されるよう関係機関との連携に努める。
- ⑤ 喜びと生きがいのある暮らしを実現するために、余暇充実の一環として諸行事を企画、実施する。実施にあたっては入居者の主体性を尊重し、生活意欲の向上を図るため計画、運営参画等にも配慮するよう努める。

また、趣味（手芸・絵手紙・書・園芸・写真）などの諸活動への助言や支援を行う。

⑥ 心身機能の低下に伴い要介護状態となった場合、介護保険の申請相談及び在宅福祉サービスの利用について積極的な支援を行い、機能低下の予防に努める。

⑦ 入居者の生活状況や健康状態などを把握し、家族（身元保証人）と常に連携を保ち援助方針などについて適切な支援を行う。

⑧ 緊急の際は、医療機関、家族、職員などへの連絡が迅速に図れるよう努める。特に夜間においても適切な対応が図られるよう宿直員に対しての指導に努める。

⑨ 非常災害時において、入居者の生命と安全を守ることは最優先課題であり、あらゆる災害に対して安全対策を講じ、関係法令を順守し防災訓練などを実施する。

⑩ 入居者の加齢に伴う心身機能の低下、認知症の出現等に適切に対応するためには、職員の資質の向上は極めて大切である。このため、積極的に各研修に参加し専門性の向上に努める。

4 職員の配置状況

(1) 施設長 1名 常勤

施設を代表し、職員を指揮監督し業務を統括するものとする。

(2) 生活相談員 1名 常勤

入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。

(3) 介護職員 2名以上 常勤 非常勤

入居者の心身の状況を的確に把握し、必要な生活支援等行う。

(4) 栄養士 1名 常勤（兼務）

調理員と連携を図り、献立の作成、栄養管理、調理上の衛生管理及び指導を行う。

(5) 調理員 実情に応じた人数 常勤 非常勤

施設の設置目的を理解し、その業務方針に従い、栄養士と連携して給食業務に従事する。

(6) 事務員 1名 常勤

事務及びその他必要な業務を行う。

(7) 宿直員 実情に応じた人数 非常勤

宿直業務に従事する。

(8) 雑務員 実情に応じた人数 非常勤

雑務業務に従事する。

5 当施設が提供するサービス

(1) 食 事

・1日3回、栄養並びにご入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を食堂で提供します。

(2) 入 浴

・清潔の保持のため、2日に1回以上の頻度で大浴場での入浴の機会を提供します。

(3) 生活相談

・ご入居者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、ご入居者ま

たはそのご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うよう努めます。

(4) 緊急時の対応

- ・ご入居者の急病など緊急の援助を必要とするときは、状況に応じて救急車の要請や身元保証人とのやりとり、関係機関との連携などが速やかに行われるよう努めます。

(5) 生活支援

- ・ご入居者が介護を要する状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境に応じて、適切に居宅サービス等を受けることができるように、必要な援助を行うよう努めます。

(6) 通院移送

- ・ご入居者が松江市内の医療機関を受診される場合には、平日の 8：40 頃の一便に限り、タクシー料金の 1 割 5 分程度の負担でお送りいたします。

(7) おでかけ送迎サービス

- ・ご入居者が買い物等において外出される場合には、近隣の商業施設に限り、片道 100 円の負担でお送りいたします。

6 利用料

(1) 別記①の通りです。

(2) 入居及び退居に伴う 1 ヶ月に満たない期間の利用料におきまして、入居月は、基本利用料と水道料金及び冬季加算（11 月～3 月）を日割りで算出した金額と、居室に係る電気料金を実費にて支払うものとします。

退居月は、該当する月額利用料のうち、生活費においては日割りで算出した額を支払い、他、電気料金等、使用量から算出する料金を支払うものとします。

(3) ご入居者（親族等）のご依頼に基づき、個別サービス（有料）を提供いたします。個別サービス提供一覧表は別記②の通りです。

(4) その他のサービスとして通院移送、小風呂利用、コインランドリー、おでかけ送迎、買い物代行サービスがあります。夢楽の郷その他サービス提供一覧表は別記③の通りです。

7 退居時の原状回復

夢楽の郷においては、出来るだけ長くご利用していただけるよう、月々の居住費を低価格で設定しており、退居時の原状回復費用についてはご利用者様にご負担をお願いしております。

障子張替・畳表替・居室クリーニング・カーテンクリーニングの 4 点を基本とし在居年数、使用状況（各所の破損、傷、汚れ、臭い）によってはご負担を加えさせていただく場合があります。（詳細については原状回復承諾書に記載しています）

8 当施設ご利用に関する留意頂く事項

当施設のご利用にあたっては、他のご入居者の快適性安全性を確保するため、下記の事項を

お守りください。

- (1) 当施設の職員や他のご入居者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (2) 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮ください。居室での喫煙は禁止です。

9 苦情相談窓口

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

受付担当者 河合 恵美 (係長 生活相談員)、福田 美穂 (介護職員)

解決責任者 田澤 直実 (施設長)

第三者委員 松田 秀敬

10 虐待の発生又はその再発防止

・虐待の発生又はその再発防止については次の措置を講じます

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を別に定める虐待防止委員会規程により開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を設置しています。

虐待防止対応責任者 施設長 田澤直実

虐待防止担当者 係長 河合恵美

11 身体拘束適正化

・施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

・身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 施設における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しております。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施しております。

12 事故発生時の対応

- (1) 当施設において、ご入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、身元保証人及び医療等関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設において、事業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合、速やかにその損害を賠償いたします（当施設は「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入し

ています)。但し、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、賠償額を減じる場合があります。

13 嘱託医

医療機関の名称 医療法人 若槻内科医院
医療機関の所在地 島根県松江市山代町 480 番地 5
電話番号 (0852) 27-3111

14 協力医療機関

医療機関の名称 総合病院松江生協病院
医療機関の所在地 島根県松江市西津田 8-8-8
電話番号 (0852) 23-1111

令和 年 月 日

ケアハウス 夢楽の郷のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス夢楽の郷

説明者 職名 氏名 印

私は、施設から本書面による重要事項の説明を受け、夢楽の郷のサービスの提供開始に同意しました。

入居者 住所
氏名 印

身元保証人 住所
氏名 印

ご利用料金について

○お1人あたり

区分	対象収入 (注1)	サービス費 (注2)	生活費	居住費 (注3)	利用料計
I	100万円以下	10,000円	48,304円	23,800円	82,104円
II	100万1円～150万円	11,000円	48,304円	23,800円	83,104円
III	150万1円～160万円	14,000円	48,304円	23,800円	86,104円
IV	160万1円～170万円	18,000円	48,304円	23,800円	90,104円
V	170万1円～180万円	21,000円	48,304円	23,800円	93,104円
VI	180万1円以上	54,731円	48,304円	23,800円	126,835円

○2人用居室ご利用の場合（お1人あたり）

区分	対象収入 (注1)	サービス費 (注2)	生活費	居住費	利用料計
I	100万円以下	7,000円	48,304円	13,800円	69,104円
II	100万1円～150万円	8,000円	48,304円	13,800円	70,104円
III	150万1円～160万円	14,000円	48,304円	13,800円	76,104円
IV	160万1円～170万円	18,000円	48,304円	13,800円	80,104円
V	170万1円～180万円	21,000円	48,304円	13,800円	83,104円
VI	180万1円以上	54,731円	48,304円	13,800円	116,835円

(注1) 対象収入とは、前年中の収入から租税、社会保険料、医療費（保険金等による補てん分を除く）、介護保険法による居宅サービス利用料（1割負担分）等の必要経費を控除した金額となります。

また、ご夫婦で2人用居室をご利用される場合は、ご夫婦それぞれの収入を合算して2で除した金額が対象収入となります。

(注2) サービス費については、年間の対象収入が **180万円以下**となる場合は、その金額に応じて松江市から利用料の助成を受けられます。

(注3) お1人で2人用居室をご利用される場合の居住費は、**35,000円**となります。

○その他（月額）

電気代	実 費
水道代（お1人あたり）	1,250円
暖房費（11月～3月：お1人あたり）	2,700円

※ 入居時に、保証金として1人用居室20万円、2人用居室30万円をあらかじめ預託していただきます（退居時の居室の原状回復費用及び利用料の未払い等に充当し、残額は返還します）。

※ サービス費、生活費、暖房費は松江市の基準に従い変動します。

夢楽の郷 個別サービス提供一覧表

項目	サービス	利用料金（円）	提供内容（概略）
1	服薬の管理	月額 3,000 (注 1) 1,500	事務所で保管し、個別に薬袋をセット・配薬する。食事時に、ご本人に手渡しします。
2	外用薬の管理	月額 3,000 (注 2) 1,500	事務所で保管し外用薬の介助をします。(点眼・吸入・貼布 等)
3	金銭の管理	月額 3,000	事務所金庫に保管し、現金又は預貯金の出納管理をします。
4	貴重品等の管理	月額 1,000	事務所金庫にて貴重品等の保管・管理をします。
5	配膳	月額 1,000	毎食、食膳にセットしてテーブル席まで運びます。
6	身体介護	30分 1,000	福祉サービス及び親族（保証人）の支援が受けられない場合のみ行います。
7	生活介護 (失禁対応等 居室整備)	10分単位 200	同上
8	夜間対応	30分 1,500	22:00 から翌日 5:00 までの時間帯の対応となります。

(注 1) 1 の項目において、福祉サービス等と併用される場合は、月額半額を頂きます。

例（セットや配薬を福祉サービスで受けられ、服薬の手渡しを職員が行う）

(注 2) 2 の項目において、居室で管理され、介助のみ職員が行う場合は、月額半額を頂きます。

※ 3 の項目において、出納帳にて月毎に管理します。毎月ご本人様又はご親族様（保証人様）に確認して頂き、了承の上での署名捺印をお願いします。

※ 3、4 の項目において、「預かり証書」を記入して頂いた上でお預かりいたします。

※ 5 の項目において、所用（外出等）により配膳の対応を要する場合、その対応が一時的であれば、有料の対象といたしません。

※ 6 の項目において、ケースが発生した都度、必ずご親族様（保証人様）にご相談させていただきます。

※ 月額料金に対しては、入居・退居月においてのみ、日割り計算をさせていただきます。※ただし、項目 1・2・5 については、入院期間が月の初日から末日まで入院されていた場合は、当該月の利用料は発生しません。※1ヶ月30日で算出し、小数点以下四捨五入

夢楽の郷その他サービス提供一覧表

項目	サービス	利用料金（円） （消費税込み）	提供内容（概略）
1	通院移送	タクシー料金の 1割5分	通院に係る交通手段として公用車 又は施設で手配したタクシーを利用 した場合。
2	小風呂利用	1回 100	個人浴室の浴槽を利用した場合。
3	コインランドリー	1回 100	コインランドリーを利用した場 合。
4	おでかけ送迎	1回 100	公用車を利用して買い物等の外出 に関する支援をした場合。
5	買い物代行	1回 100	特別な事情により外出できない方 への買い物を代行した場合（緊急 時に限る）。